

第3回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の検討に向けた意見交換会 結果概要

開催概要

目的

町会・自治会の方々に対して、条例（たたき台）についてご意見を伺い、（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討の基礎資料とするため

対象

各地区の町会長、自治会長及び役員

開催日時・場所

開催日時	対象地区	会場
5月27日（月） 10時30分～12時	大久保地区町会連合会	大久保地域センター 多目的ホール
5月29日（水） 14時～15時30分	筆筥町特別出張所管内 町会連合会	筆筥町地域センター バラ AB
5月29日（水） 17時～18時30分	落合第一地区町会連合会	落合第一地域センター 3階集会室 B
5月30日（木） 14時～15時30分	榎町特別出張所地区 町会連合会	榎町地域センター 多目的ホール
5月31日（金） 15時～16時30分	西新宿町会連合会	角筈地域センター 会議室 A・B
6月3日（月） 15時～16時30分	戸塚地区町会連合会	戸塚地域センター 7階多目的ホール
6月17日（月） 15時30分～17時	柏木地区町会連合会	柏木地域センター 会議室 2
6月18日（火） 10時～11時30分	若松地区町会連合会	若松地域センター 第1集会室
6月18日（火） 18時～19時30分	四谷地区町会連合会	四谷地域センター 多目的ホール
6月19日（水） 10時～11時30分	落合第二地区町会連合会	落合第二地域センター 大会議室 B

内容

① 区からの説明

(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例たたき台の検討について

② 意見交換

参加実績

四谷地区町会連合会	11町会	(11名)
笹笹町特別出張所管内町会連合会	23町会	(23名)
榎町特別出張所地区町会連合会	22町会	(24名)
若松地区町会連合会	13町会	(15名)
大久保地区町会連合会	11町会	(11名)
戸塚地区町会連合会	17町会	(21名)
落合第一地区町会連合会	8町会	(8名)
落合第二地区町会連合会	5町会	(10名)
柏木地区町会連合会	11町会	(11名)
西新宿町会連合会	5町会	(5名)
合計	126町会	(139名)

ご意見

項目・件数

意見交換会で収集した町会・自治会のご意見について、以下のカテゴリ別に整理する。

- I) 前文について
- II) 総則について
- III) 役割について
- IV) 区の責務について
- V) 施策の推進について
- その他の意見

内容(抜粋)

I) 前文について

- (ア) 条例ができることで地域住民の挨拶等、住民同士の相互認識が出てくると良いと思う。
- (イ) 町会加入を促す一番重要な目的は、大災害時の対応ではないかと考えている。町会は大災害の時に、避難所を立ち上げざるを得ない。防災の観点から、町会に加入し安全なまちを作っていくと同時にコミュニティを形成していく必要があるということを、前文に含めてはどうか。
- (ウ) 町会の基本的な性格は地縁団体で、協力し行動していくのが基本だと考えている。町会が何をして、何を目的とする団体であるかについて、前文でしっかり書かれているので、今後、町会について説明する時に活用したい。長い目で見れば、条例ができることで町会活動がやりやすくなるのではないかと考えている。

II) 総則について

- (ア) 条例たたき台の地域コミュニティのイメージ図がよく分からない。条例たたき台の地域コミュニティのイメージ図では「マンション」で「等」は記載されていないのはなぜか。
- (イ) 定義(7) 地域活動団体の定義として、スポーツ、子ども、清掃、防災、防犯とあるが、高齢者福祉の活動が入っていない。入れてほしい。
- (ウ) 新宿区とそこに住む住民、我々のような町会・自治会、学校・事業所及びこの地域を行き交う人々全てに対して、地域の安定、安全のために共有する理念になる条例は、意義があると思う。今までは全員が共有する理念はなかった。

III) 役割について

【町会・自治会】

- (ア) 各町会はそれぞれすごい個性を持っている。マンションの加入も非常に大事だと思うが、受ける側の町会がどれだけの魅力があるかもすごく大事なことでないだろうか。
- (イ) 昨今はコロナや災害で、町会の役割が大事になってきたと感じている。条例を作ったから町会・自治会にとって完璧な状況になるとは思っていない。条例を作ることは、様々な取組の第一弾だと思っている。町会が地域に対してどのような役割を担っていくのか。それぞれの町会が何

を考えるのか。区と町会がどのような形で地域に還元や働きかけをしていくのかを、考えていく必要がある。条例を作らなくて良いのではという声もあるかと思うが、この条例を基にどう発展させていくか、前向きに考えていきたい。

- (ウ) 我が町会では「挨拶があふれるまち、誰もが活躍できるまち」という目標を掲げているため、常日頃から町会に加入していないマンション住民の若い世代とも挨拶をしている。今後は祭りの手伝いに誘ったり、子ども達にも町会活動に参加してもらおうと考えている。

【マンション等建築主・マンション等管理者等】

- (ア) マンション等建築主との協議はどういったことを指すのか。
- (イ) 協議した内容については、町会へも情報提供いただけるということか。曖昧な書きぶりや返答では困る。
- (ウ) すでに建っているマンションの管理組合が変わった場合についての対応も検討してほしい。
- (エ) 現在町会で悩んでいる事業者が都市型民泊。単身者用のワンルームマンションとして管理されていたが、急に全戸都市型民泊とする事業者が現れた。
- (オ) 「Ⅲ、役割④マンション等建築主」の協議内容について、方針を伺いたい。
- (カ) 建築中、建築直後のマンションは、条例施行後に実効性のある取組ができると思うが、すでにあるマンションについても、加入を促進するような取組ができないものか。加入を強制できなくとも、「区としては奨励する」といった区の取組姿勢を表す言葉を入れていただきたい。
- (キ) この条例を読んだ時に既存マンションの管理組合が対象になるのか懸念があるので、既存のマンションも対象になるということをはっきり管理組合が理解できるように、周知啓発等努力していただきたい。
- (ク) マンション等建築主等やマンション等管理者等に対して町会との協力を必須とし、建築や管理を免許制にしないと、今の人達は条例に反応してくれないと思う。
- (ケ) 何週間か前に町会内に新たに建つマンションの建築主から電話で「町会について説明が聞きたい」と連絡が入った。建築主からは、建築に関する資料も様々な資料も見せていただき、町会に入ることを前提にして建築すると話していた。区から「町会長のところへ話を聞きに行くように」と言ってくれたことで町会がとても助かった一例として、共有する。
- (コ) マンション事業者と区の事前協議について。何をするのかを聞きたい。
- (サ) マンションを建てる際に建築主と工事主が挨拶に来る。「町会に入ります、組織を教えて下さい」と言われて組織図を渡すが、建設が終わるとそれで終わりとなってしまふ。建築後に関係がなくなってしまうマンションもある。
- (シ) 既存マンションの半分以上は賃貸ではないかと思う。これは把握が難しい。町会内でも、家主が出ていき知らない人に貸し出しているというケースが増えてきている。
- (ス) マンション等建築主と区の事前協議の内容について伺いたい。
- (セ) オーナーが海外の方に変わり、建物ごと外国人を扱う不動産になった場合、情報を追うことができない。そういったオーナーの変更を、区で把握できるものなのか。
- (ソ) マンション等建築主について、これまでの意見交換会でも意見が出ていたと思うが、もう少し強制力と罰則を強めないと号令のみで終わってしまうのではないか。
- (タ) 新築の場合、建築主は建築確認申請で法や条例に適合しているか否かの判断を受ける。申請内容が見合っていなければ許可が下りないといった、規定で縛られ物事が進んでいる。条例をもう少し遵守しないとダメといったニュアンスが表現できないものか。

- (チ) マンションがどんどん建設されていく中で、条例によって建築主と協議のテーブルにつけることは、町会も住民と接点ができるため、重要なこと。オートロックのマンション入口で、住民にオーナーについて尋ねても「分かりません」と言われたことがある。区がマンションと協議してオーナーや建築主とパイプを作っていただければ、町会もそういった方々と話ができる。
- (ツ) Ⅲ. 役割⑤マンション等管理者等との協議について、もう少し詳しいことを教えていただきたい。
- (テ) 賃貸物件では、問題が生じた際、現任者と直接話をして言葉が分からないことや、入居者の入れ替わりが激しく、誰かに相談したはずなのに誰も対応してくれないというケースもある。連絡が途絶えることもあり、近隣住民同士でもコミュニケーションが取りにくい状況が生じている。
- (ト) 賃貸物件では、オーナーとの連絡が難しいという印象がある。条例を作る際はある程度の拘束力を持たせないと、無力感だけが残る結果になってしまうので、強力に推進してほしい。
- (ナ) マンション住民から、町会がどのようなことをやっているか分からないといわれることもあった。一方で防災等の観点の不安もあるようで「どうしたらいいのかな」と思っている方もいると思う。そんな中で管理会社が協力的なのか、余計な仕事をしたくないという考えなのか、管理会社に対してどんなアプローチをして協力してもらえるかが気になる。
- (二) マンション管理組合からは町会加入に否定的な応答がある。また、マンション住民に町会加入を促進するようなチラシの配布はできないとも言われている。
- (ヌ) まずはマンション住民に、町会の一員だという意識を持たせることを一番大切にしていきたい。他のことを細々考えるよりも、そこを先行して考えていただきたい。

【事業者】

- (ア) 条例では、事業者へのアプローチはどのようにしていくのか。事業所と別の場所に会社の本社があり、事業所だけが各地域にある場合がある。本社から事業所に通達してもらうようにしてもらわないとダメなのかなと思う。
- (イ) 当町会は小さな町会であるため、イベントの時の場所の支援等企業との協力・連携も不可欠である。連携しやすくなるとしても、活動の主体は町会なので、町会から働きかけて、周囲の協力を得ることを怠らないようにしたい。
- (ウ) 民泊の場合、対象となる役割はどこか。事業者になるのか。

【役割全般について】

- (ア) 条例に罰則規定は設けないのか。
- (イ) 町会加入は任意であり、条例もお願いベースだと理解したが、罰則をつけられる条例ではないのか。

Ⅳ) 区の責務について

- (ア) 「区は、この条例の趣旨が～理解の促進を図るものとする。」の文言は、どこか他人事のように聞こえる。「周知し、必要な支援を行う」に改めて欲しい。
- (イ) 条例はマンション業界や建築業界にも周知するのか。
- (ウ) 骨子案から条例素案になって、大変分かりやすく、よくまとまっていると感じた。条例がで

きたから一足飛びに町会加入が増えるわけではない。町会・自治会の皆さんが役割を担っていくこともとても重要で、そうしたことでこの条例が生きていくのではないかと考えている。町会への接点が無いことや、何をやっているかが分からない、という意見もマンションからは出ていた。また、町会と一緒に取り組むべき活動として、地域行事や防犯活動といったものも出てきている。区も、地域の町会も含めて条例の情報発信をしていくのがよいと考えている。

(エ) 新宿区は地域それぞれの特徴があるので、地域性も加味して運用をしていただきたいと思っている。

V) 施策の推進について

【Ⅰ 町会・自治会の持続可能な組織づくり】

(ア) 補助金・助成金を拡充してほしい。

(イ) 施策体系Ⅰの施策の方向性の加入促進について、マンションとの繋がりがほとんどなくて困っているという現状はある一方で、企業という文言が入っていない。

(ウ) 施策において、町会加入率などの数値目標は作成するのか。

(エ) 若者に町会活動へ関心を持ってもらうためには、デジタル化が必要と日頃考えている。町会のみではなかなかデジタル化できないため、区と一緒に取り組んでいきたい。その部分が施策体系(案)に含まれており、安心した。

【Ⅱ 地域コミュニティの基盤づくり】

(ア) 町会の持続可能性を考えると、子育て世代にどうやって参加してもらうかが大事である。現在の区から町会に対する広報物の内容も高齢者関係が95%で、子育て世代向けのもものがほとんど無い。施策のところで取組を進めてほしい。現在のPTAは学校ごとに様々な状態で、絡めるのであれば町会が絡んだ方がいいと思う。

(イ) 以前、当地区の小学校に転入してきた外国人の子ども親が、町会の婦人部に協力してくれたことがあった。子どもを入口にPTA経由で仲良くなり、外国人住民との交流等やきっかけをつくるのが良いと感じている。

【Ⅲ 安全安心で快適なまちづくり】

(ア) 施策体系の「地域拠点」について、我々が一番地域で区と身近なのは特別出張所なので、特別出張所を明記いただきたい。

(イ) 関わりが難しい住民にも、直接会わないと良い方策も見つからないし、人と人同士ですり合わせをしながら、仲良くしていくことが大切なことだと思う。町会としても行政と連携がなかったら、盆踊りや祭りなどイベントはできない。何かあったら連携できるような仕組みづくりを条例を起点としてやっていくのが良いと思う。

(ウ) 新宿区のごみゼロデーなどの集まりや、防犯協会などの組織について、町会も一緒に活動していくことが大事だと思う。

その他の意見

(ア) だいぶわかりやすくなって、良かったと思う。

- (イ) スケジュールについて確認したい。今日の意見交換会が終わると、もう出来ましたということになるのか。今日の意見を反映し、再検討できる機会を持っていただきたい。
- (ウ) 条例が具体的に文章化されて、骨子が分かるようになった。条例の検証や見直しといった項目を入れたほうが良い。
- (エ) たたき台を経て次は条例素案かと思うが、素案に対する意見交換会は開催しないのか。